

## 村民住宅入居に関する留意事項

### 1 名称：野沢温泉村前坂村民住宅1号

住所：〒389-2503

長野県下高井郡野沢温泉村大字前坂8378-2

### 2 入居手続き

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で村長が適当と認める保証人の連署のある誓約書を提出してください。

・入居決定者の所得証明書、印鑑登録証明書、連帯保証人の所得証明書、印鑑登録証明書を添付のこと

(2) 敷金（5万円）を納付書により役場会計室へ納入してください。

上記については、すべて決定のあった日から10日以内に手続きを行ってください。

(3) 入居後に入居届を提出し、転居手続きをしてください。

### 3 家賃について

(1) 家賃は口座振替で毎月末までに納入願います。

（ただし、JA、ゆうちょ、八十二銀行のみ）

(2) 家賃を3か月滞納した場合は住宅の明渡し請求をします。

### 4 入居指定日（予定）

令和7年11月4日（火）から可能

### 5 入居者が負担するもの

(1) 照明器具（LD、洋間）。

(2) 電気、水道及び下水道、CATV使用料（加入者のみ）。

(3) 汚物及びじんかいの処理に要する費用。

(4) 雪下ろしや排雪等に要する費用。

(5) 建具の破損、破損ガラスの取り替え等軽微な修繕に要する費用。

・フローリングの傷などには注意してください。

(6) 給水栓、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用。

・結露等で生じたカビは入居者の修繕対象になります。

(7) その他、村長の指定する費用。

### 6 届け出等

(1) 村民住宅を滅失又はき損したときは届出してください。

(2) 村民住宅を他人に貸したり権利を譲渡したりすることはできません。

(3) 村民住宅の様態替えや増築はできません。

（ただし、村長の承認を得たときは可能。エアコンやインターネット引込み等）

(4) 入居者に異動（出生・転出等）がある場合は、届出してください。

## 7 入居の承認の取り消し明け渡し

- (1) 不正の行為によって入居したとき（入居申込書等に虚偽があった場合など）
- (2) 村民住宅を故意にき損したとき
- (3) **家賃を3か月以上滞納したとき**
- (4) 正当な理由によらないで**15日以上村民住宅を使用しないとき**  
（長期にわたり住宅を空ける際は届け出をしてください。）
- (5) その他、この規定並びにこれに基づく村長の命令に違反したとき

## 8 住宅管理員

建設水道課長	小林 和哉
移住定住係長	嶋田 明紀
移住定住係	栗田 則子

## 9 その他

- (1) 入居期間は入居日から10年間です。（再延長は、1回のみ可能で期間は5年です。）
- (2) ペットの飼育はできません。
- (3) 入居者は、野沢温泉村の住民となりますので、自治活動をご理解いただき、できる限り協力や参加（**前坂区への加入**）をお願いします。
- (4) 住宅を**退去するときは、予定日の20日前までに退去届を提出し、検査を受ける必要**があります。  
また、退去をするときは、専門業者によるハウスクリーニングを行ってください。  
（入居期間が短期の場合も同様です。）
- (5) 抽選会は、本人もしくは代理人が必ず出席してください。  
当日、受付時間までにお越しいただけない場合は棄権となります。

**電気及び上下水道等の手続きは下欄へ依頼してください。**

	依頼先	電話番号
電気	中部電力ミライズ 契約受付センター	0120-921-691
ガス	ながの農協 野沢ガスセンター	0269-85-3144
情報連絡施設	野沢温泉村 総務課 情報統計係（CATV）	0269-85-3111
上下水道	野沢温泉村 建設水道課 上下水道係	0269-85-3113